

令和8年度就学援助のお知らせ

大田区では、一定の所得に満たない世帯を対象に、児童・生徒の保護者へ学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給します。

このお知らせをよくお読みいただき、制度を利用する方も利用しない方も、「令和8年度就学援助費受給申請調査書(裏面も含む)」に必要事項を記入の上、期日までに学校に提出してください。

大田区外にお住まいの方は、住所地の教育委員会にご相談ください。

- Ask the school for English version of this notice.
- 此通知也準備了中文版。有意者、請給学校連絡。
- 이 한글판을 필요로 하시는 분은 각 학교에 신청하여 주십시오.
- Maaaring humingi ng bersyong ng Tagalog mula sa mga paaralan.
- Hãy hỏi xin trường bản thông báo này bằng tiếng Việt nam

○就学援助の対象者

小・中学生のお子さんの保護者で、大田区にお住まいの方のうち、下記のいずれかにあてはまる方

- (1)生活保護を受けている → 要保護認定者
- (2)同一生計を営む世帯全員の令和7年中の総所得金額等が、認定基準所得金額に満たない → 準要保護認定者

※直近で家計が急変した世帯については、問い合わせ先までご相談ください。

《認定基準所得金額の目安》所得の目安は下表をご覧ください(大田区ホームページにも掲載)。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の目安	302万円	363万円	407万円	489万円	548万円
収入の目安(参考)	433万円	509万円	563万円	666万円	731万円

※同一生計を営む世帯全員とは、同一住所に居住する同一生計を営む人々の集まり、原則として住民票に記載されている人々の集まりをいいます。ただし、単身赴任等で一時的に住所地を別にしている家族(父母・兄弟・姉妹)でも、生計が一緒の場合は同一の世帯員となります。

※給与所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄です。また、保護者の兄弟・父母等が同じ世帯の場合、その方の所得も合算します。

※認定基準所得金額は家族の年齢構成等によって異なります。表の金額はあくまで目安です。

○手続きについて

【学校へ提出】提出期限：各学校が指定する日 (必着)

※確認のため、申請の有無に関わらず全員提出してください。

※お子さん一人につき1部を提出してください。

※年度毎の提出になりますので、昨年度提出された方も提出してください。

※令和8年度の随時申請(世帯構成が変わった方、大田区外から転入された方等)については、令和8年4月から令和9年2月26日(必着)まで受け付けています。

※年度途中で大田区外へ転出された方は、転出された時点で認定終了(支給の対象外)になります。新しい住所地の教育委員会で就学援助の申請をしてください。

○問い合わせ先

- (1)お子さんの通学されている学校
- (2)大田区教育委員会事務局 教育総務部学務課学事係
〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階
電話 5744-1429 FAX 5744-1536



○審査について

世帯の住民票、税務情報、生活保護受給情報等をもとに大田区教育委員会で審査を行います。

4月の申請者は令和8年4月30日時点、5月から2月の申請者は申請受付日の世帯構成に基づく審査となります。※令和8年4月30日までに転出している方は、転出日時点の世帯構成に基づく。

(1) 令和8年1月1日に大田区に住民登録していた方

収入の有無にかかわらず世帯全員(無所得の被扶養者は除く)の令和7年中の所得の申告を5月末日までに必ず済ませてください。令和7年中の総所得金額等の確認できる書類の提出は必要ありません。

※勤務先から給与支払報告書が提出される方は申告不要です。

※所得税がかからず、税務署で「申告の必要がない」と言われた方も収入の有無に関係なく大田区役所課税課で住民税の申告が必要となります。

(2) 令和8年1月1日に大田区外に住民登録していた方

①国内での転入の場合

令和7年中の総所得金額等が確認できる証明書を、令和8年6月30日までに大田区教育委員会事務局教育総務部学務課学事係へ提出してください。

※証明書は令和8年度住民税課税(非課税)証明書等の自治体が発行する証明書です。証明書で総所得金額等が確認できない場合は、教育委員会から自治体に照会するため、別途同意書の提出をお願いする場合があります。

※証明書の発行は、おおむね6月以降に住民税額が確定してからとなりますので、前住所地の住民税担当課へお問い合わせください。

※提出の際は、お子さんの氏名、生年月日、学校名、学年を明記したメモを添付してください。

②国外からの転入の場合

令和8年1月1日現在、国外に居住していた方は、学務課学事係へお問い合わせください。

○審査結果について

7月以降、申請者である保護者あて結果通知を郵送します。結果の区分(認定区分)は次のとおりです。

【要保護】生活保護を受けている世帯

【準要保護】生活保護を受けていない世帯で、令和7年中の世帯全員の総所得金額等が認定基準所得金額未満の世帯

【否認】令和7年中の世帯全員の総所得金額等が認定基準所得金額以上の世帯

【保留】税未申告等の理由で審査ができなかった世帯。保留期限内に手続きをしてください。

○就学援助費の支給について

認定された場合は、各学期分を、7月、12月、3月の下旬に支給します。また、1学期分として支給できなかった行事費分等を9月下旬に支給する場合があります。

※支給は、申請書にご記入の金融機関口座へ振込みます。**ただし、学校納付金を滞納した場合は、通学されている学校の校長口座へ振込みとなる場合があります。**

※就学援助の支給費目は下表のとおりです。

※要保護認定者(生活保護受給者)については、網掛け部分は生活保護費から支給されるため就学援助費での支給はありません。

※支給金額は、認定区分、学年、申請月によって異なりますので、審査結果通知に添付の「支給額一覧表」にてご確認ください。

※**就学援助は、認定された方に就学援助費を支給するものであり、学用品費等の学校納付金が免除されるものではありませんので、学校の指示どおりにお支払ください。**

《就学援助費の支給費目》

・給食費	・学用品費	・新入学用品費(4、5月申請者のみ)※
・通学費(特別支援学級(固定)に通学している者のみ)		・体育実技費(購入者のみ)
・校外授業費	・移動教室参加費(参加者のみ)	
・修学旅行参加費(参加者のみ)	・クラブ活動費(小学校4年生～6年生のみ)	
・卒業アルバム費(購入者のみ)	・医療費(対象疾病のみ)	

※新入学用品費は、入学前にすでに支給されている場合は対象外です。

※上記費目について、保護者の負担額がない場合は対象外となります。

保護者用

令和8年度就学援助費受給申請調査書

裏面の「申請します」「申請しません」「区外在住のため対象外」のいずれかに○をつけてください。

必要事項を記入のうえ、プライバシー保護のため、この用紙をつけたまま提出してください。

提出期限 各学校が指定する日 (必着)

※認定となった場合、申し込みのあった月分からの支給になります。
提出期限にご注意ください。

注意事項

- ◇記入には、黒又は青のボールペンをご使用ください(鉛筆・シャープペン・インクが消せるボールペンは不可)。
- ◇大田区にお住まいの保護者は、申請の有無をご記入のうえ、必ず学校に提出してください(大田区立学校以外に通学の場合は、大田区教育委員会に提出してください)。
万が一、提出がなかった場合は「申請なし」と判断します。
- ◇大田区外にお住まいの保護者は申請できませんが、確認のため、就学援助費受給希望調査書(このページの裏面)の「区外在住のため対象外」欄を○で囲んで提出してください。申請をご希望の場合は、住所地の教育委員会にご相談ください。
- ◇申請は随時受け付けています。年度途中に大田区外から転入された方や世帯構成が変わった方等、希望される場合は令和9年2月26日(必着)までに申請してください。

小学校

中学校

年

組

児童生徒氏名

保護者(申請者)氏名

次のいずれかを○で囲んでください。

就学援助費の受給を、

申請します
申請しません
区外在住のため対象外

➡ 右ページの申請書太枠の中をご記入ください。
また下記貼り付け面に通帳コピーを貼り付けてください。

➡ 記入はこれで終わりです。このまま提出してください。

➡ 区外在住の方で申請をご希望の場合は、住所地の教育委員会にご相談ください。

◆申請書記入時の注意事項

- ・訂正は、=(二重線)を引き訂正印を押したのち、正しい内容を記入してください。修正液・修正テープは使用しないでください。
- ・電話番号は必ず日中に連絡がつく電話番号をご記入ください。申請内容確認のため電話させていただくことがあります。
- ・口座名義カタカナは濁点・半濁点は一マス使用してご記入ください。また姓と名の間は一マス空けてください。

◆申請希望者は通帳のコピーを貼り付けてください。

- ・銀行名・支店名・名義人(カタカナ)・口座番号のある面が必要です。ゆうちょ銀行の場合は、通帳の最初のページ(見開き部分)をコピーしてください。
- ・通帳を発行されていない場合にはキャッシュカードまたはWeb通帳のコピー等、口座情報の確認できるものを添付してください。

口座確認書類貼り付け欄(のり付け)

Account verification document attaching space (with glue)

※ のり付けした上からテープで止めて
とれないようにしっかり貼り付けてください。

※ After gluing, please also tape the document firmly
so that it will not fall off.

令和8年度就学援助費受給申請書(同意書兼口座振替依頼書)

私は下記事項について承認し、就学援助費の受給を申請します。

- この申請書の内容の確認及び確実に通知を受領するため、大田区教育委員会事務局学務課長が、本人及び世帯員に関する大田区の住民基本台帳、住民税課税台帳及び生活保護世帯台帳を利用すること、また、転居あるいは転出先へ通知を送付することに同意します。世帯員の台帳利用についても、その者の同意を得ています。
- この申請が認定された場合、就学援助費の請求に関することを大田区教育委員会事務局学務課長に、返還に関することは学校長に委任します。
- 学校納付金の滞納等、教育委員会が必要と認める場合は、学校長が就学援助費を受領し、かつその目的にしたがって処理する一切の権限を学校長に委任します。
- この申請が認定されたときは、指定の金融機関口座に就学援助費を振り込んでください。
- 就学援助支給費目、支給金額の確認のため、申請内容及び認定区分を在籍校へ通知することに同意します。

随時申請用 学校収受印欄

(宛先)大田区教育委員会

年		月	日申請	
就学援助受給申請対象の児童生徒についてご記入ください。				
学校名	小学校	学年	フリガナ	
	中学校		児童生徒名	
生年月日	年	月	日	
就学援助費の受給を申請される保護者および振込口座についてご記入ください。 ご記入前に裏面の「振込口座ご記入にあたっての注意事項」をよくお読みください。				
現住所				
申請者名(保護者氏名兼口座名義人) ※児童生徒と同じ世帯の方			日中の連絡先 ()	
金融機関名 (ネット銀行 一部可)	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店	支店コード
金融機関コード (裏面参照)	預金種別 普通	口座番号 (右詰め)		
口座名義 カタカナ (申請者の口座)				

◆世帯状況について、以下の場合に該当する方のみご記入ください。

同一生計を営む(※)家族が住民票の世帯員以外にもいる場合、その方のみを以下にご記入ください。

記入にあたっては、必ず注意事項をお読みください。

※同一生計を営むとは、生活を維持するための費用(食費等)を一緒にしていることを意味します。

※住民票の世帯員のみで同一生計を営んでいる場合は記入不要です。

※単身赴任等で一時的に住所地を別にしてある家族(父母・兄弟・姉妹)でも、生計が一緒の場合は同一の世帯員になります。

氏名	続柄	生年月日	同居の有無	現住所	備考欄
(例) 大田 太郎	父	5000・4・10	有・ 無	00市00区00町	単身赴任中
			有・無		
			有・無		
			有・無		
			有・無		

【注意事項】家族構成は住民票を基本とします。続柄欄については、児童生徒からみた続柄を記載してください。記入のない方は、住民票どおりの世帯状況で審査します。保護者の兄弟、父母等が同じ世帯の場合、その方の所得も合算します。実態と異なる世帯構成により認定されたことが判明した場合は、認定を取消し、支給済の就学援助費は返還していただくことがあります。

